

広島県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市三良坂町三良坂、同市三良坂町長田、同市三良坂町仁賀、同市三良坂町光清、同市三良坂町田利、同市三良坂町灰塚、同市三良坂町皆瀬及び同市三良坂町岡田地内			
	土砂災害警戒区域			
区域の名称	宇根側（二二八七五―三）	宇根側（二二八七五―四）	宇根側（二二八七五―一）	宇根側（二二八七五―二）
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の名称	宇根側（二二八七五―三）	宇根側（二二八七五―四）	宇根側（二二八七五―一）	宇根側（二二八七五―二）
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の名称	宇根側（二二八七五―三）	宇根側（二二八七五―四）	宇根側（二二八七五―一）	宇根側（二二八七五―二）
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

田利 (三六 六二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	田利 (三六 六二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
皆瀬 (二八 〇九―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	皆瀬 (二八 〇九―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
皆瀬 (二八 〇九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	皆瀬 (二八 〇九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
三良坂 (三 六四五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	三良坂 (三 六四五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下郷 (三六 四五―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下郷 (三六 四五―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
新開 (二八 一一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	新開 (二八 一一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
新開 (二八 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	新開 (二八 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
黒田 (二八 一〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	黒田 (二八 一〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
黒田 (二八 一〇―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	黒田 (二八 一〇―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

○五隣 a) 長田 (九〇)	土石流	次の図のとおり	○五隣 a) 長田 (九〇)	土石流	次の図のとおり
○五隣 b) 長田 (九〇)	土石流	次の図のとおり	○五隣 b) 長田 (九〇)	土石流	次の図のとおり
○五隣 c) 長田 (九〇)	土石流	次の図のとおり	○五隣 c) 長田 (九〇)	土石流	次の図のとおり
○六隣 a) 今出 (九〇)	土石流	次の図のとおり	○六隣 a) 今出 (九〇)	土石流	次の図のとおり
○六隣 b) 今出 (九〇)	土石流	次の図のとおり	○六隣 b) 今出 (九〇)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。